



2020年12月18日

各位

会社名 株式会社ワンダーコーポレーション
代表者名 代表取締役社長 内藤 雅義
(コード番号 3344 JASDAQ)
問合せ先 取締役管理本部長 宮本 正明
(TEL (029) 879-7030)

臨時株主総会招集のための基準日設定及び臨時株主総会の開催 並びに定款一部変更、資本金の額の減少に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、臨時株主総会(以下、「本臨時株主総会」といいます。)招集のための基準日の設定、本臨時株主総会の開催並びに本臨時株主総会の付議議案について決議いたしましたのでお知らせいたします。これらは、本日別途開示いたしました「株式会社ワンダーコーポレーション、株式会社HAPiNS及び株式会社ジーンズメイトの共同持株会社設立(共同株式移転)による経営統合に関するお知らせ」にて公表いたしました共同株式移転(以下、「本株式移転」といいます。)による共同持株会社(以下、「本持株会社」といいます。)の設立に伴うものであります。

記

1. 本臨時株主総会に係る基準日等について

当社は、2021年2月18日(木曜日)開催予定の本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定させるため、2021年1月14日(木曜日)を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主といたします。

(1) 基準日:2021年1月14日(木曜日)

(2) 公告日:2020年12月19日(土曜日)

(3) 公告方法:電子公告

(当社ホームページ <https://www.wonder.co.jp/corporation/notice/> に掲載いたします。)

2. 本臨時株主総会の開催日時、開催場所及び付議事案について

(1) 開催日時

2021年2月18日(木曜日)(時間につき決定次第、改めてお知らせいたします。)

(2) 開催場所

未定(決定次第、改めてお知らせいたします。)

(3) 付議議案

第1号議案 株式移転計画書承認の件

詳細につきましては、本日別途開示いたしました「株式会社ワンダーコーポレーショ

ン、株式会社HAPiNS及び株式会社ジーンズメイトの共同持株会社設立(共同株式移転)による経営統合に関するお知らせ」をご参照ください。

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 資本金の額の減少の件

3. 定款一部変更について

(1) 定款変更の目的

当社は、定時株主総会の招集等に関する事務手続を円滑に実施するため、会社法第124条第3項の規定に基づき、現行定款第12条(定時株主総会の基準日)に定時株主総会の基準日を定めておりますが、本臨時株主総会において本株式移転に係る株式移転計画書(以下、「本株式移転計画書」といいます。)の承認に関する議案が承認され、かつ2021年4月1日をもって本株式移転の効力が発生しますと、当社の株主は本持株会社1名となりますので、定時株主総会の基準日に関する規定はその必要性を失うこととなります。そのため、定時株主総会の基準日制度は廃止することとし、現行定款第12条を削除するとともに、現行定款第13条以下の条数を繰り上げるものであります(かかる定款の一部変更を、以下「本定款変更」といいます。)

なお、本定款変更は、本臨時株主総会において第1号議案(株式移転計画書承認の件)が原案どおりに承認されること、並びに2021年3月31日の前日までに本株式移転計画書の効力が失われていないこと及び本株式移転が中止されていないことを条件として、2021年3月31日にその効力を生じるものいたします。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第11条 (条文省略)	第1条～第11条 (現行どおり)
<u>第12条(定時株主総会の基準日)</u> <u>当社の定時株主総会の議決権の基準日</u> <u>は、毎年3月31日とする。</u>	(削除)
第13条～第34条 (条文省略)	第12条～第33条 (現行どおり)

(3) 日程

- | | |
|---------------|---------------------|
| ① 本臨時株主総会決議日 | 2021年2月18日(木曜日)(予定) |
| ② 本定款変更の効力発生日 | 2021年3月31日(水曜日)(予定) |

4. 資本金の額の減少について

(1) 資本金の額の減少の目的

本日別途開示いたしました「株式会社ワンダーコーポレーション、株式会社HAPiNS及び株式会社ジーンズメイトの共同持株会社設立(共同株式移転)による経営統合に関するお知らせ」に記載のとおり、当社は2021年4月1日付をもって本持株会社の完全子会社となることを見込まれますので、その後の当社の資本政策の柔軟性・機動性を確保するため、会社法第447条第1項の規定

に基づき、資本金の額の減少を行うものであります。[但し、当該事項は、本臨時株主総会において第1号議案(株式移転計画書承認の件)が原案どおりに承認されること、並びに 2021 年3月 30 日の前日までに本株式移転計画書の効力が失われていないこと及び本株式移転が中止されていないことを条件として、2021 年3月 30 日にその効力を生じるものいたします。]

(2) 資本金の額の減少の要領

① 減少すべき資本金の額

2020 年 12 月 18 日現在の資本金の額 3,185,550,908 円のうち、3,085,550,908 円を減少させ、100,000,000 円といたします。

② 資本金の額の減少の方法

発行済株式総数の変更は行わず、減少する資本金の額 3,085,550,908 円の全額をその他資本剰余金に振り替えることといたします。

(3) 日程

- | | |
|-----------------|------------------------|
| ① 取締役会決議 | 2020 年 12 月 18 日(金曜日) |
| ② 本臨時株主総会決議日 | 2021 年2月 18 日(木曜日)(予定) |
| ③ 債権者異議申述最終期日 | 2021 年3月 19 日(金曜日)(予定) |
| ④ 資本の額の減少の効力発生日 | 2021 年3月 30 日(火曜日)(予定) |

(4) 今後の見通し

資本金の額の減少は、「純資産の部」の勘定の振替処理であり、純資産合計額に変動はなく、本件が業績に与える影響は軽微であります。

以上